

# 一般財団法人富山陸上競技協会名義使用等規定

(目的)

第1条 定款細則第30条に基づき、名義使用並びに大会主管料について規定する。

(名義使用の申請)

第2条 名義使用にあたっては、別に定める申請書を関係書類とともに提出する。本協会が審査したうえで名義使用を承認する。申請は、1ヶ月前までに行う。

(大会主管料の徴収)

第3条 公認競技会の主管として大会運営に携わるときに、主催団体から大会主管料を徴収することができる。大会主管料の基準は下記のとおりとする。

大会主管料基準額

区分	大会規模 (参加予定人数)	大会主管料
各種公認 ロードレース等	3,000人未満	100,000円
	3,000人以上 5,000人未満	300,000円
	5,000人以上 7,000人未満	500,000円
	7,000人以上 10,000人未満	700,000円
	10,000人以上	1,000,000円
その他公認競技会	1,000人未満	50,000円
	1,000人以上	100,000円

(各郡市陸協の名義使用等)

第4条 各郡市陸協においては、本協会の定款細則並びに規定に準じて名義使用等を認めることができる。

附則 本規定は、平成27年4月1日から施行する